

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○浜田委員長 昨日の江田憲司君の質疑に関連し、階猛君から質疑の申し出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。民進党の階猛です。

きょうは共謀罪などについて御質問させていただきます。

本題に入ります前に、ちよつと明るいニュースを全国の皆さんにもお伝えしたいと思います。

先週二十七日、春の選抜高校野球の出場校三十二校が決定しました。その中で、私の地元の矢巾町というところから、二十一世紀枠で不來方高校という高校が初出場で選ばれました。たった十人しか部員がないということ、私たち地方に住む者にとって本当に明るい話題で、これから人口減少が進む中でもやればできるんだ、勇気と希望を与えてくれる、そんなニュースだったと思います。

す。

校長先生から私の方にメールが来まして、たった十人ではなくて十人のいいところがあるというふうにキャプテンは考えて頑張ってきたんだ、こういうお話でした。私はそういう頑張りを大いに応援していきたいと思うんですが、もし総理から何かコメントがあれば、お願いしたいんですが。

○安倍内閣総理大臣 まさに、地方、だんだん人口が減っている中で、さまざまな知恵を出し合い、きらっと光っていく、そういう地域のチームが十人で頑張る、ぜひ甲子園で健闘していただきたいと思っております。

○階委員 ありがとうございます。

私も野球をずっとやってきたので、本当にこれは明るい、地方にとつてもいいニュースだと思います。

その上で、共謀罪についてきょうは基本的なことを、その上でというのがちよつと接続詞としてよくなかったかもしれませんが、ここから先は直球勝負でいきたいと思えます。

パネルをごらんになってください。

これは私の方でつくった概念図でございます。刑法の犯罪というのは大体こういう四つの類型に分かれるのではないかと思っております。右に行けば行くほど結果ないし結果発生の危険が高まるということ、右側の既遂罪、これが殺人罪でいえば実際に人を殺して被害者の方がお亡くなりになったということ、これが既遂罪です。人を殺すという行為はしたけれども、殺すまでには至らなかった、未遂罪。さらにその手前、人を殺そうと

思つて凶器を準備したけれども、殺す行為、実行行為までには至らなかった、これが予備罪。犯罪によつては、似たようなもので準備罪というものがあります。

今回問題になつている共謀罪あるいはテロ等準備罪、これはさらにその手前の段階で合意があったものなどについて処罰することでございます。

これは、既遂罪を処罰するというのが刑法の原則なわけですから、その何段階も手前で処罰すなわち結果とか危険の小さい段階で処罰するということが一点目。

それともう一つ、萎縮効果ということで縦軸に書いておりますが、要するに、話し合つて合意した段階で処罰するということになりまして、壁に耳あり障子に目ありということ、自由な会話ができにくくなる。これは憲法上でいいますと、表現の自由とか知る権利の制約要因になると思っております。

それからもう一つは、団体で集まっているいろいろな話をする、この自由な団体活動、これは憲法上でいうと集会の自由や結社の自由にかかわると思つてますが、これが、集まったら一網打尽で、犯罪にかかわつた、実際に着手した人じゃなくても処罰されるということになると、これも制約されるということ、自由な団体活動ができにくくなる、こういった萎縮効果があるのではないかと思つております。

こうした萎縮効果、あるいは結果とか危険の小ささから鑑みると、こうした共謀罪、陰謀罪、今

現行法の話をしておりませんが、共謀罪、陰謀罪というのは極めて特殊、例外的あるいは補完的なものと考えべきだと思っております。だからこそ、現行法上、共謀罪は十三、陰謀罪は八しか定められておりません。

私が今るる申し上げましたけれども、こうした共謀罪、陰謀罪というものは、犯罪の中では例外的、補完的なものであって、他に代替手段がない場合に、必要最小限度で設けるべきではないかというふうに私は基本的に考えます。

基本的な考え方として、ここは総理にまずお伺いしたいんですが、こういう共謀罪、陰謀罪について、例外的、補完的に設けるべきではないかという考え方について御同意いただけますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今回、我々が法案を準備させていた理由は二つ理由がございます。まずは国際組織犯罪防止条約を締結できないという問題、その要件を満たしていないという中において、これがないと、いわば国際社会の中において犯罪人の引き渡し等々も含め情報交換、いわばそれを防止するというコミュニケーションの中に入れないというのは、きのう葉梨委員との議論の中で明らかにした双罰性の問題もございまして、それとあります。それを確認したところ、そうだとということ。

そしてまた、東京オリンピックを控えて、テロを防止する上において穴はないかということについて、やはり穴はある。穴はあるということについては、民進党とも大体合意できているのではない

いか。

しかし、そこで、階委員からの今の御指摘は、それを決めていく中においては思想信条の自由、または内心の自由等々を侵してはならない、それは当然のことです。つまり、またそういう疑念も払拭しなければならぬという中において、今回の法案は今までの共謀罪とは趣を異なるものとしていくわけございまして、その中で、この項目も限つていこうということで、議論をしていくというふうに承知をしております。

○階委員 今の総理の答弁にもありましたとおり、従来の共謀罪とは違うということを強調されるわけですが、過去三回は共謀罪という名称で我々は議論してきましたので、我々は共謀罪という言葉でこれから議論したいと思えます。

一方で、外務大臣は、最近は大罪の合意罪という言葉も使われていらつしやる。これは国際組織犯罪条約、TOC条約ともいいますが、こちらの文言をそのまま素直に和訳したのかなと思っております。

この重大な犯罪の合意罪という名称は、想起されるのは、この四つのパターンでいうと、共謀罪、陰謀罪のカテゴリではないかというふうに思うんですが、そういう理解でいいのかどうか、外務大臣にお尋ねします。

○岸田国務大臣 おっしゃるように、重大な犯罪を行うことの合意、すなわち重大な犯罪の合意罪につきまして、こういった言葉を使っているのは、TOC条約第五条の条文をそのまま引用させていただいているということでもあります。

その上で、お示しいただきました資料のうち、どこがそこに該当するのかわかることとありますが、厳密な意味での線引きについてはぜひ法務省の方に確認していただきたいと思いますが、御指摘の部分も含め、それを検討することになると思いますが、いずれにしても、条約が求めている部分には、我が国のこの現状、十分ではないという判断のもとに国内法の整備をお願いしている次第であります。

○階委員 現行法でいえば、共謀罪、陰謀罪に当たるのかどうかということをお尋ねしましたけれども、今の答弁では、まだ確たることは言えないというふうに受け取りましたけれども、それはそういうことでもよろしいでしょうか。

○岸田国務大臣 政府としましては、過去三度国内法の提案をさせていただいたわけですが、結局御承認をいただけませんでした。

新たな法律を今政府内で検討しております。検討して、その結果については、法律を提出した時点でしっかりと御説明すべきことだと思っております。

○階委員 それでは、法務大臣にもお伺いしますが、法務大臣はテロ等準備罪という言葉をよく使われますが、この準備罪という言葉から想起されるのは、この二つ目の類型、予備罪、準備罪、こちらの類型に今回つくろうとしているテロ等準備罪が当たるのではないかとどう思われるんですか、その理解でいいのかわかるか。法務大臣、お願いします。

○金田国務大臣 私どもが申し上げておりますテロ等準備罪、これはこの四つの中でどうだ、こう

いうふうにおつしやられますと、やはりその考え方として、テロ組織が行うテロ行為というのは、一たび実行された場合には取り返しのない結果が生じる可能性が高いわけでありまして、その計画が発覚した段階には直ちに検挙をして未然に防止する必要があるということが極めて高いわけですね、必要性が。したがって、予備罪等が設けられていない罪にはもとより、予備罪が設けられている罪についても、裁判例に照らして予備罪、予備行為とは認められない場合には的確にやはり対処していく必要があるという意味において、私どもが申し上げているテロ等準備罪というものはこの四つとは違う、このように申し上げたいと思います。

○階委員 計画段階でというふうにおつしやいましたので、私は、現行法で言う共謀罪、陰謀罪の類型に当たるのではないかと思えますけれども、そうじゃないんですか。

○金田国務大臣 私どもが申し上げているテロ等準備罪に関して基本的な考え方を、御理解とは思いますが申し上げますと、犯罪の主体を一定の犯罪を行うことを目的とする組織的な犯罪集団に限定をして、合意に加えて準備行為があつて初めて処罰の対象とするということを検討いたしております。

そのような限定によりまして、先ほど委員が御説明になりました、一般の方々処罰の対象となることはあり得ないということがより明確になるものと考えておまして、そういう意味において、私が申し上げているテロ等準備罪は準備罪とは違

うというふうに申し上げたいと思えます。

○階委員 どつちかよくわからないですね。共謀罪とは違うと言つて、準備行為が必要だということをおっしゃいますね。これはだから予備罪、準備罪のことを言っているかと思えば、準備罪とも違うということをおっしゃっているわけですか。

これは間の話をしていくわけですね。この間につくる、新たな類型をつくるということをおつしやっているのかどうか。

○金田国務大臣 ただいま申し上げましたのは、共謀罪、それから準備罪、この両者とも違う。

先ほど申し上げましたが、テロ行為が行われるときに、その未然防止という観点に立ったときに、穴を埋めなければいけない、そういう既存の罪で対応できない部分を対応していくという考え方を持っているわけでありまして。

○階委員 さっぱりよくわからないんですが、予備罪で処罰されるためには、当該犯罪の種類、規模等に照らし、犯罪実現のための客観的な危険性という観点から見て、実質的に重要な意義を持ち、客観的に相当の危険性の認められる程度の準備を整えられた場合であることを要する、これが確定した判例です。

この予備罪の定義よりはもつと手前で処罰する、こういうことであるということは間違いないんですか。

○金田国務大臣 委員がただいま言われましたことは、私もそのように考えております。

○階委員 一つわかったことは、予備罪、準備罪よりはもつと手前の段階で処罰する、すなわち、

結果とか危険が小さい段階、そして萎縮効果が大きい段階で処罰するということで、こうした犯罪類型というのは極めて抑制的に考えなくてはいけないというふうに思います。

これは総理も冒頭でその趣旨の御発言もされましたので、そういう観点から伺っていきたくんですが、このテロ等準備罪がもし仮に制定されるとすると、まさに抑制的に考えられるという観点から、極力、対象となる犯罪の範囲は狭めるべきだと思います。

それで、これは一月十一日の朝日新聞などを参考にしてつくった資料ですけども、TOC条約では重大な犯罪を長期四年以上の刑の罪ということで定義しておりますが、条約を批准するためには、この重大な犯罪について、外務大臣の言葉を使えば合意罪というものを定めなくちゃいけないというわけですけども、一方で、テロ等準備罪という極めて例外的なものをつくる、抑制的に考えてつくるということを考え合わせると、こんな六百七十六、これはそもそも対象とならない四十一を除いても六百三十五あるわけですね。六百三十五全体についてテロ等準備罪の対象とするということは私はするべきではない、こう思っています。

まさにテロ等準備罪ということであれば、一番上といたしますか、テロに関する罪、百六十七個、せいぜいこれぐらいが対象ではないかと。これでも私は多いと思つて、この点についても後で議論しますけれども、そもそも、テロ等準備罪の対象となるのは、百六十七の範囲なのか、それとも

つと広い範囲なのか、ここについてまずお答えいただけますか、法務大臣。

○金田国務大臣 お答えいたします。

TOC条約を締結するための法案の具体的なあり方にかかわる部分でございますが、条約との整合性を図りながら、テロ等準備罪の対象範囲をどうするかということを含めて、やはり、条約を所管する外務省と協議しながら、現在、政府部内で慎重に検討しているところをまず申し上げなければいけません。

したがって、私どもは、これを前提に申し上げますと、テロ等準備罪に関する基本的な考え方といたしまして、犯罪の主体を、一定の犯罪を行うことを目的とする組織的犯罪集団に限定をして、というふうに考えていますので、その対象は、そういう観点から、一般の方々が処罰の対象となるようなことはあり得ないということがより明確になるようなスタンスでこの検討を現在行っているところであります。

○階委員 答えがずれていますよ。

私が聞いているのは、この六百三十五のうち、どの部分がテロ等準備罪の対象となるのかということを知りたいです。ここは、テロ等準備罪というのであればテロに関する罪が対象なのかなどと思うんですが、そうじゃないんですか、もっと広いんですか。

○岸田国務大臣 ただいま法務大臣から答弁させていただきましたように、過去の国会審議、膨大な国会審議がこれまでも行われてきました。この国会審議の際に、一般の方々が処罰の対象になる

のではないかと、こうした心配や指摘が再三行われたわけであります。そして、今新たな法律を準備しているところです。

そして、新たな法律の中においては、一般の方々が処罰の対象にならないことを明確にするべきであるということ、今法務大臣からありましたように、主体を特定することでそれができないだろうかなど、今検討を行っています。

あわせて、実行の準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とする、こういったことも考えられないだろうか、こういったことを検討しています。

対象の数につきましては、この検討の結果でありますので、これは、今の段階では何も申し上げることはできないと思っております。これはしっかりと検討し、しっかりと法律をつくった上で国会にお示しし、そして議論させていただき、説明させていただき、これが当然のことではないかと考えます。

○階委員 苦しい答弁だと思えますね。

今の答弁は、過去に別な委員とのやりとりの中でもありましたけれども、要するに、罪の範囲は限定できないかもしれないけれども、主体を限定する、それから準備行為を設けることによって、網を狭めていくから問題なくなるんだというような話なんですけれども、果たして、そうなのかどうか。組織的な犯罪集団というものに限って処罰するということもありませんけれども、この組織的な犯罪集団に該当するかどうか。

普通の会社でも、例えば、普通の営業をしてい

ました、一般の会社としての営業をしていましたところ、経営が悪化していく中で、こっちもさつちもいなくなつて詐欺まがいなことをするようになった。これは、詐欺まがいなことをするようになった瞬間からは、もう犯罪集団とも言えるわけで、かつ、そういう犯罪集団に参加しようと積極的な意思を持ってやっているだけではなくて、図らずも、いつの間にかそういう行為を会社が行っていた、それを全く認識しないで従来どおり会社に勤務していたという人もあるわけで、そういう組織的な犯罪集団という定義も極めて問題になってくると思うんです。

この組織的な犯罪集団について限定できると言うのであれば、一般市民は必ず組織的な犯罪集団に入らないような定義になるということでもよろしいんですか。

○岸田国務大臣 今の御質問に対してお答えするとしたならば、まず、今新たに用意している法律は、TOC条約の担保法として十分かどうかということもまずしっかりと検討する、これが大前提であります。その上に立って、先ほど申し上げましたように、従来のさまざまな議論、一般の方々が対象になるのではないかと指摘、こういったことを踏まえて新たな法律を準備しているわけです。

そして、その内容として、先ほど、例えば主体を限定することができないだろうか、こういったことを検討しておりますと申し上げました。それを今検討しているわけです。

御指摘の点について、どのような法律をつくる

のか、そして、どのように解釈すべきなのか、こういうことをしっかり今検討しているところでありますので、今の段階で今の御質問についての的確にお答えすることは不可能であると考えます。

○階委員 組織的な犯罪集団の参考になる判例が一昨年九月十五日、最高裁で出ております。この判例によると、組織的詐欺罪の成立を認めるためには、団体の構成員全員がみずからその団体の活動に参加する意思を抱いていたり、そのような構成員全員の意思が結合していたりする必要はないという趣旨の判例があるわけです。

ですから、我々は、この組織的犯罪集団という定義が曖昧なままでは、一般市民がこれに含まれるという懸念も払拭されないわけでして、この点について、私は、今のうちから、懸念は当たらないと言うのであれば、明確な定義を示していただきたいと思えます。

法務大臣、手が挙がっていましたけれども、この点について何か発言はございますか。

○金田国務大臣 先ほど外務大臣から答弁申し上げたとおりなんですけれども、加えまして、組織的犯罪集団とは、私どもは、やはり客観的に犯罪を目的とするか否かを判断することになります。したがって、重大な犯罪等を行うことを目的とする集団をいうわけでございますから、例えば、テロ組織、それから暴力団、薬物密売組織といったようなことに限られてくるわけであります。したがって、判例については伺いましたが、しかし、それは団体の活動についてのものであるというふうな受けとめております。

○階委員 では、組織的犯罪団体は限られるということでしたけれども、団体に関与するということがどういう意味なのか。関与するということがどういう意味なのか。関与する場合があるのではないかとこのことを考えますけれども、団体は限定されるとしても、団体の活動に関与することについては、法務大臣、どのように考えますか。（発言する者あり）

○浜田委員長 静粛に願います。

○金田国務大臣 まず初めに、これまでも何度か申し上げてまいりましたが、まだ提出のされていない、検討中の法案でございます。その大変細かい部分をしっかりと詰めようと御質問されました。ですから、できる範囲でお答えをしますが、お答えが十分な結論として申し上げられない場合もあるかもしれません。それは御容赦を願いたい。

そして、ただいまの質問ですが、正当な活動を行っていた集団であれば、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続して行うようになるというふうな、団体の性質が一変したと認められなければ、組織的犯罪集団と認められることはない。このように考えております。

○階委員 団体に関与したということ聞いているわけでございまして、TOC条約でも、団体に関与という言葉があるわけです。この文言からして、団体は限られても、関与したというところで広く捉えられる可能性があるのではないかと考えます。

ちよつと次に進みますけれども、こういうテロ対策にとつて必要十分な範囲で立法がされている

のかどうか、必要最小限の範囲で立法がされているのかどうか、これを厳しく我々はチェックしなくちゃいけないと思うんですが、先ほどから答弁を聞いていますと、罪の範囲も今わからない、組織的犯罪集団の定義もまだはつきりしないということ、懸念が全く払拭されないわけです。

そこで、総理に伺いますけれども、最初に、この共謀罪については立法目的が二つあるんだ、一つは、国内のテロを防ぐために穴があるので埋めなくちゃいけない、もう一つはTOC条約の批准ということ、二つのことをおっしゃっていました。

その一つ目の、国内のテロを防ぐために穴があるということをおっしゃるんですが、我々、この国会でも仲間の議員が議論してきましたけれども、法務省から挙げられた事例は三つです。そのうち二つについては、前回、福山参議院議員が参議院の予算委員会で指摘したとおり、これは穴とは言えないのではないかとこのように考えております。この穴があるということ、もっと具体的に例を複数挙げていただければと思うんですが、ほかにどのような例があるのか、総理からお願いたします。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、福山議員は、きのう葉梨委員と刑事局長とのやりとりで明らかになっているわけでありまして、この穴がないという説、いわば予備罪でそれはいけるという説があるわけでありまして、しかし、それは学説であつて。

四十二年の判決でいえば、これは、国会を襲撃

して占拠する、その当面の目的として、例えば人身の殺傷もやむを得ないとして、その目的に向かつて、ヘルメットを用意し、防毒マスクを大量に用意し、そしてトラック等を獲得する準備をし、ホテルの予約をしていた。そして、ライフルを二丁、空気銃も用意していたにもかかわらず、これは予備罪にはならなかったわけでありませぬ。ここまでやっていて実はならないのが、これは裁判例であります。

そして、きのう刑事局長が答弁していましたね。つまり、こういう裁判例をもとに我々は判断をする、実務においてはそうだ。ですから、そこで検挙できないということになれば、さらにその進んだ状態で、果たしてそれをとめることができるかどうか、それが結局既遂になってしまうのではないかとということでありまして、警察庁の刑事局長もそう答弁しておりました。

きのう答弁した警察庁の局長は、かつて福岡県警時代には、工藤会という非常に凶暴な暴力団の検挙を実行した人物でありますし、ある県においては知事を逮捕した、そういう実績を持っている人物が、しかしこれではやはり十分に検挙にたえないものがあるということを行っているわけでありませぬ。我々は、穴がある、このように考えているわけでございます。

また、薬物につきましても、サリンは規定されていますが、それ以外については規定がないということもあるわけでございますから、そういうもの等についてもしっかりと今議論をしているわけでございます。また法案として出していい。

確かに、階委員がさまざまな御疑問を出されたわけでございます。しかし、法務大臣が答えをさせていただきましたように、しっかりとしたまともな会社であったものが、これが急に経営が悪くなったから、一部の人たちが悪いことをしたからといって全体がその対象になるということについては、それはそういうことにならないような方向で今議論をしていることでもあります。

しかし、例えば、振り込み詐欺という団体がある、これで振り込み詐欺行為をやるといってみんな集まっている組織があった。しかも、その集めた金をさまざまなことに使っていくということもあるかもしれない。そういうことについては、これは入っていくということになるだろう。

いずれにせよ、今それを詰めておりまして、階委員が言われている指摘も踏まえて、それを詰めた上において法務委員会に提出をするわけでありませぬ。さらにそれを詰める上においては法務委員会でも専門的な御議論をいただきたい、このように思う次第でございます。

○階委員 詰めた上でテロ等準備罪という名前が出てくるならまだわかるんですが、テロ対策だということが先に出てきていて、何かそれで国民の皆さんに安心感を与えようという思惑が透けて見えるわけですね。

このテロ等準備罪ということで、どこに穴があるのかということ、今、具体的な総理からの説明がありました。こういった具体的な例を、我々はずっと国対を通じて法務大臣、法務省に、出してください、そして、穴を埋めるための、個別の、

共謀罪なら共謀罪、あるいは準備罪なら準備罪、こういったものを議論していきましようということとをずっと言っているわけですね。

なぜ、法務大臣、今の総理がおっしゃったような判例に出てきた事例でもないです、こういう事例は現行法では処罰できないから共謀罪あるいは準備罪が必要なんだということをやられないんですか。資料を出してもらえませんか。

○金田国務大臣 ただいま総理からも申し上げました。現在、委員御指摘の点も踏まえて、含めて検討をしている最中でありませぬ。

したがって、この前お聞きいただいてあります三つの例とか、そういう事例については、現在政府において検討中のテロ等準備罪について、その成案が得られていない段階で、その検討の方向性を少しでもわかりやすくイメージしていただくためにお示しをしたものでありまして、法案がまだ検討段階にある以上は、テロ等準備罪の限界事例等をお示しすることは、今の段階では差し控えています。このように考えているわけでありませぬ。

○階委員 そうはいっても、テロ等準備罪を検討するということの中で、多数の罪について網をかぶせるような形でのテロ等準備罪というところは大体固まっているわけですね。そうじゃないんですか。それとも、個別具体的な罪、国家転覆罪とか内乱罪とか、そういった個別の罪ごとに準備罪を定めるということも検討対象にされているのであればそれを待ちますけれども、そうでないというのであれば、やはり、今、どうしても、包括的な準備

備罪というものについては、人権を制約したり、あるいは危険が少ないのに処罰するというところで、これまでの刑法の原則とは大分異なってくるわけですよ。

だから我々は懸念していて、包括的な準備罪ではなくて個別的な準備罪でいいという考え方も含めて検討しているということでもよろしいんでしょうか、法務大臣。

○金田国務大臣 繰り返しになりますが、具体的な対象犯罪については現在検討中であります。

○階委員 具体的な対象犯罪を聞いているのではなくて、対象犯罪を懲役何年以上とかいうことで広く設けた上で、それについての準備罪を設けるのか、それとも、特定の犯罪について準備罪を設けるのか、共謀罪を設けるのか、どちらをとるのかということ聞いています。（発言する者あり）方向性を聞いています。

○金田国務大臣 ただいまの点も含めて検討中であります。

○階委員 これは本当に重要な答弁ですけれども、個別の準備罪、共謀罪ということも検討しているというのであれば、やはり、どういう具体例について検討しているのかということもぜひお示しいただきたいと思えます。これははずっとお願いしていることなので、資料を出してください。法務大臣、お願いします。

○金田国務大臣 誤解があつてはいけません。個別の準備罪については、検討しているとは申し上げていないつもりであります。（発言する者あり）

○浜田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起こしてください。

金田法務大臣。

○金田国務大臣 私が申し上げている意味は、国際組織犯罪防止条約の締結からくるわけでございまして、この重要な課題、テロ等を含む組織犯罪と闘うという重要な課題について、この条約は、重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とすることを求めているわけでありませう。

しかし、我が国には、現行法上、参加罪は存在しない上に、この条約が求める重大な犯罪の合意に該当する罪もごく一部しかないわけでありませう。したがって、我が国の国内法はこの条約上の義務を満たしておらない、したがって新たな立法措置が必要であると考えているわけでありませう。

加えまして、テロ組織が行うテロ行為というのは、一たび実行された場合には取り返しのでない結果が生じる可能性が高く、その計画が発覚した場合には、直ちに検挙して、未然に防止する必要性が極めて高いのであります。

したがって、予備罪等が設けられていない罪についてはもとより、予備罪が設けられている罪についても、テロ組織の行った行為が客観的に構成要件実現のための相当の危険性の認められる程度の準備に至っていない場合には的確に対処することができない事案があるということで、テロ等準備罪の新設が必要であると私どもは考えております。

して、そういう考えです。（発言する者あり）

○安倍内閣総理大臣 ただいま法務大臣から答弁をさせていただいた趣旨は、国際組織犯罪防止条約を締結するに足る担保法となるかどうかということからの検討がまず一つであります。その際、予備罪がないもの、あるいは予備罪があつても十分であるものについてどのように対処できるかどうかということを検討しているわけでございます。

そこで、個別法をどのようにやっていくかどうかということの立法技術的なお話だと思えますが、そういうことを最初から全て排除しているわけではもちろんありません。

これは、今言った要件を満たせば、それは十分に満足、十分にそれは満たせばいいわけでございます。いわば条約との関係においてそれを担保し得るということと同時に、先ほど申し上げましたように、今の予備罪があつても、先ほど申し上げたような、殺人を目的として、国会を占拠するためにライフル二丁を持って、空気銃一丁を持っている、防毒マスクを百個そろえたって予備罪が適用されないのであれば、明確に予備罪が適用されるようにしなければならぬわけでありませう。

今、予備罪がないものだけをやっていけばいいということではなくて、予備罪があるものについても明確に捜査当局がしっかりと捜査し、逮捕し、そして未然に防ぐことができるようにするために、どうすればいいかということ、まさにそれを今議論しているわけございまして、最終的な決着点について、最終的などのような決着をしてい

くかということについて、今、階委員から御質問がございますが、そこについてはまだそれを検討中ということでございます。しっかりと姿形を整理して法案を提出する際にお示しをさせていただきたい、このように考えております。

○階委員 今の総理の発言も、個別具体的な犯罪についての準備罪というのも検討の対象になるということと言われましたので、ぜひその方向で我々はお願したいと思います。

テロ対策の必要性は我々も認めておりますが、一方で、共謀罪の危険性は冒頭に御指摘したとおりです。必要最小限であるべきだ、ほかに代替手段があればそれでやるべきだと考えておりますから、法務大臣、具体的な事案をまずしっかりと精査して、どのような穴があるかを確定してほしいんです。どのような穴があるかという具体例をこの委員会に提出していただきたいと思えます。

委員長、お願いします。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○階委員 もう一点、もう一つの目的である条約の批准との関係で、外務大臣にお伺いします。

総理も新しい法整備をしないと条約を締結することはできないという立場で御答弁されているわけですが、この委員会以前、山尾委員も指摘したとおり、共謀罪や参加罪を設けなくても、留保宣言を行うなどしてT O C条約を締結している国はあるということですか。

網羅的に我々も知り得ませんので、外務省は既に百八十七カ国について情報を得ているというふうに伺っております。このT O C条約締結済みの

百八十七カ国について、共謀罪や参加罪の制定状況の一覧表を出してほしいんですが、これも国対を通じて前々からさんざん言っております。

改めて外務大臣にお願いします。提出していただかせませんか。

○岸田国務大臣 他国のT O C条約への対応につきましては、当然のことながら、主要国の状況については、我が国はしっかりと把握しております。委員の方から、百八十七全について資料を出せということですが、百八十七カ国の中には、さまざまな法体系を持っている国が含まれております。そして、実際制定されている法律を見るだけではなくして、どのように運用されているか、それから背景がどうなっているか、それによって実態は変わってきます。よって、この全てについてしっかりと説明をする、あるいは網羅的に把握をする、これは大変難しいということを従来から説明させていただいていると思えます。

いづれにしても、どの国もT O C条約に対して国内法をしっかりと整備している、担保している、こういった説明はしっかりと行っているわけです。我が国も憲法九十八条二項との関係でしっかりとこの担保法を用意しなければいけない、これは全く変わらないと思っております。

ぜひ、我が国として、このT O C条約、世界百八十七カ国が締結している、国連加盟国の中で締結していない国は、もはや十一カ国のみになってしまいました。国連加盟国の中でこの条約を締結していない十一カ国のうちの一つが我が国だということの現状をしっかりと鑑みて法整備していかなく

ればならない、このように考えます。

○階委員 ぜひこの資料も、百八十七カ国について外務省で調査を行ったということは既に伺っておりますので、この百八十七カ国のT O C条約締結に際しての担保法、どのように考えて手当てしたのかどうかということについても、資料の提出をお願いします。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○階委員 もう一点、共謀罪について伺いますけれども、この共謀罪ないしテロ等準備罪が制定された後、どのように運用していくのか、捜査はどうなるのかということも大変心配なわけです。

話し合ったことを証拠として記録するためには、例えば通信傍受の拡大とか、それを又聞きした人を取り調べて証言をとるということで、こういうことがやられるのではないかと非常に懸念しております。通信傍受の対象範囲の拡大ということを考えていらっしゃるかどうかが。

それともう一点、取り調べで、不当に共謀の事実を取り調べによって供述させるということがないように、取り調べの可視化というのをもどんどん広げていくべきだと思います。

こうした捜査方法についてどのように考えられるのか、法務大臣、お願いします。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の捜査についても、現在行われている他の犯罪の場合と同様の方法で捜査の手がかりを求めて、必要かつ適正な捜査を行うことになるんだろうとは考えておりますが、ただいま、その点は、まだ法案自体ができていない状態であることをまず御理解いただきますが、

通信傍受の件でございます。

通信傍受の対象犯罪にはテロ等準備罪はなっておりません。したがって、テロ等準備罪の捜査のために通信傍受を用いることは考えておりません。

○階委員 通信傍受の拡大は今後もないという理解でいいのかどうか、お尋ねします、法務大臣。

今後も拡大しないということでしょうか。

○金田国務大臣 まず、テロ等準備罪を新たに設けることに伴いまして、テロ等準備罪を通信傍受の対象犯罪とすることは予定はしておりません。

そして、将来、通信傍受の対象犯罪とするか否かという点までお聞きになっていらっしゃるかとすれば、今後、各種の犯罪に関する捜査の実情等を踏まえながら、導入の必要性とか、いろいろな観点からの検討すべき課題で、その時点で課題である、このように思います。

○階委員 やはり通信傍受の範囲の拡大の余地もあるということをご否定しませんでした。これは大変問題。我々がやはり懸念している、一億総活躍ならぬ一億総監視社会がこれによってもたらされる危険もあるということをご指摘したいと思いません。

時間も限られてまいりましたので、もう一点だけ。

債権法の改正も、今、大議論になっております。百二十年ぶりに民法の債権法の分野が改正ということで、法務委員会でも議論しておりますが、個人の連帯保証の見直しというのが一つの大きなテーマです。

これは、政府の方針として、日本再興戦略の中

にも、担保、保証に頼らない融資の拡大、推進ということが挙げられているわけです。しかし、今回の債権法の改正の中では、公証人役場に行つて公正証書をつくれれば、第三者も依然として連帯保証をとられるという仕組みになっております。

これは、ある地銀の個人の連帯保証の徴求状況の例を示したのですが、第三者保証に頼らないという政府の方針もあつて、この数字を見ていただきたいんですが、経営者以外の第三者は保証全体の二〇・九％です。そして、その中でも、経営に実質的に関与していない純粹の第三者、下から二行目ですけれども、わずか一・五％。

こうした純粹の第三者については、もはやこれは保証というものは必要ないのではないかと考えますが、法務大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 同じことだと思えますので私の方から。

御指摘の第三者の個人保証というのは、これは、現状で例えば経営に実質的に関与していないというものの、身内が創業というのをやってきておりますので積極的に支援をしたいといったような方々の例もありますので、そういう実例が存在している以上、法律として全面的に禁止するということではなくて、一定の例外を除いて、公正証書による意思確認を必要とするといったような民法改正案が審議をされているところと承知しておりますが、制度論については今申し上げたとおりですが、私ども、金融機関を担当する金融行政におきましては、これは実際に担保の話は金融に直接関

係してきますので、金融機関が担保、保証に必要以上に依存するというのはこれまでよくある話ですから、これでは質屋と変わらぬでしょうが、質屋と金融機関とを一緒にするのはいかがなものですかというようなことをこの四年間ずっと申し上げてきたんですが、取引先企業の内容とか、その事業、また、その成長可能性を適切に評価して融資を行うというのが重要な点だ。

こうした観点から、第三者の個人保証については、これを求めないことをするという原則とする融資慣行の確立をやれということと金融庁の監督指針というのを設けまして、それは、原則として第三者個人保証は求めない旨を明記させております。

金融庁としては、今後とも金融機関に対し、担保、保証に必要以上に依存しないというような融資を行うように促してまいりたいと考えております。

○階委員 では、法務大臣どうぞ。もう時間が終わっていますから短く。

○金田国務大臣 昨年の臨時国会において、階委員が本当にたくさんのいい指摘をされながら、三十二時間以上にわたる債権法の改正の議論をさせていただきました。そのときに非常に御熱心だったのは、この第三者保証の禁止ということをおっしゃっていました。

だから、その点はただいま財務大臣からも言われましたとおりであります。私どもは、一方で、行政的な手法も監督指針も改正法案も、行政的な手法を通じたものであるか民事上の基本的なルー

ルに基づくものであるかの違いはあるものの、い
ずれも、保証契約については契約自由の原則に委
ねることとはせず、保証がもたらす弊害を念頭に
入れて不健全な保証を抑制していこうという趣旨
に基づくものである、このように考えております。
○階委員 何か金融庁とは温度差がある気がしま
す。

私は、純粋な第三者の個人保証はこの機会に撤
廃すべきだということを申し上げまして、質問を
終わります。

ありがとうございました。